

条例の名称	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	宮城条例案	鳥取県人権侵害救済条例	愛知条例案編案
【選挙権の行使】		その他社会的障壁となつて、障害者に対し日常生活又は社会生活上に相当な制限を与えているとき。		政治的権利の行使を制限し、拒否すること		① 権金、権利行使を制約、制限する、不利益な取り扱い ② 政治参加の拒否、制限、条件を課す、その他不利益な取り扱い
【行政手続き】						中立的な規定や基準の適用、取り扱いが障害者に不利な結果を招くこと
【文化的生活】						
虐待の定義	第10条 何人も、障害者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 (3) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。 (4) 障害者を養護する責任がある場合において、障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他養護を著しく怠ること。 (5) 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。					① 身体的虐待 ② 性的虐待 ③ 放任 ④ 心理的虐待 ⑤ 財産の搾取
解決のための仕組み【調整】	熊本県障害者の相談に関する調整委員会	調整委員会の設置 八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会規則 平成24年3月12日八王子市規則第6号	(委員会の設置) 第20条 障害のある人に対する差別をなくすための施策を推進し、障害のある人に対する差別に該当する事案(以下「対象事案」という。)を解決するため、障害のある人の相談に関する調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。	差別救済委員会の設置	人権侵害救済推進委員会の設置	権利委員会の設置(知事の付属機関)
【構成】	・15人以内 ・優れた見解を有するもの 第22条 障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項について調査審議するため、熊本県障害者の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。 2 調整委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 3 調整委員会は、委員15人以内をもって組織する。 4 委員は、障害者及び福祉、医療、雇用、教育その他障害者の権利の擁護について優れた見解を有する者のうちから、知事が任命する。 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 委員は、再任されることができる。 7 委員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 8 この条例に規定するもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。	(調整委員会) 第21条 対象事案に係る申立てについて調査審議するため、市長の附属機関として、八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。 2 調整委員会は、委員7人以内をもって組織する。 3 調整委員会の委員は、障害者の権利の擁護に関し優れた見解を有する者のうちから市長が選挙する。 4 調整委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 6 前各項に定めるもののほか、調整委員会の運営について必要な事項は、別に定める。八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会規則 平成24年3月12日八王子市規則第6号 7人 第22条 条例第21条第22項の規定による調整委員会の委員の委嘱は、次の基準によるものとする。 (1) 弁護士 1人以内 (2) 人権擁護委員 1人以内 (3) 学識経験者 1人以内(4) 医療関係団体を代表する者 1人以内 (5) 教育関係機関を代表する者 1人以内 (6) 障害者支援事業者を代表する者 1人以内 (7) 障害者団体を代表する障害者 1人以内	(委員会の組織) 第22条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。 (委員会の委員の任命等) 第23条 委員会の委員は、知事が任命する。 2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。 (1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者 (2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者 (3) 学識経験者 (4) その他知事が必要と認める者 3 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員会の委員は、再任されることができる。 5 知事は、委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員会の委員に職務上の義務違反その他委員会の委員たるに不適しい非行があると認める場合においては、これを罷免することができる。 (委員長及び副委員長) 第24条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会の委員の互選によってこれを定める。 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。	9人以内とし過半数以上を障害者	議会の同意を得て知事が任命 5人のうち両性が2人以上 弁護士を含む	過半数が障害者もしくはは家族
条例の名称	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	宮城条例案	鳥取県人権侵害救済条例	愛知条例案編案

【相談員】	広域専門指導員の委嘱、地域相談員	相談支援事業者に、業務の全部又は一部を委託することができる。	<p>(地域相談員) 第30条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員 (2) 知的障害者福祉法第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条第1項に規定する精神保健福祉相談員 (4) 前3号に掲げる者のほか、社会的信用があり、かつ、障害のある人の福祉の増進に熱意と関心を持っている者であつて、知事が特に適当と認めるもの</p> <p>2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、前項第1号、第2号又は第3号に掲げる者に委託する場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定により委託を受けた者は、地域相談員と称する。</p> <p>(広域専門相談員) 第31条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことのできる者き、広域専門相談員として委嘱することができる。</p> <p>(1) 地域相談員に対する指導及び助言 (2) 特定相談のあつた事例の調査研究 (3) 第29条第2項各号に掲げる業務 (4) 第33条第3項の規定による調査</p> <p>2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。</p>			専門指導員の委嘱
【調整の方法】	助言、斡旋、勧告(第18条)、公表(第19条)	(市) 相談に応じ、事実の確認及び調査、助言及び情報提供、調整、関係行政機関への紹介、斡旋、勧告	<p>第32条、34条 助言または斡旋 第33条 事実の調査 第35条 助言 第36条 公表 第37条 意見の聴取 第39条 表彰</p>	相談、助言、斡旋、是正勧告、公表	相談、調査、助言、紹介、斡旋、説示、啓発、その他の指導、関係の調整、犯罪の告発(代替案) 助言、相談機関の紹介、関係機関と連携した支援、関係機関への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援専門員、自立支援協議会との相互連携を図る</li> <li>相談、助言および斡旋の申し立て、事実の調査、勧告、公表、意見の聴取、訴訟の援助、表彰、情報の提供</li> </ul>
【罰則】	第24条 第13条第4項又は第22条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	<p>(守秘義務) 第26条 委員会の委員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第30条 4 地域相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第31条 3 広域専門相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(罰則) 第50条 第26条(第48条において準用する場合を含む。)又は第31条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	秘密の漏えいの禁止(規定に違反した者は、5万円以下の過料)	守秘義務 在任中の政治活動の制限	秘密の漏えいの禁止(守秘義務規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
【その他】		調整委員会の運営について必要な事項は、別に定める。施行後3年を目途として、条例の施行の状況を検討し、必要な措置を講ずる。	<p>(推進会議の設置) 第41条 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を推進するため、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。</p> <p>第48条で、分科会を置くことを記載(見直し) 附則 3 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策については、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等を動かし、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しが行われるものとする。</p>			推進会議を設置し、分野別に会議を置く
					代替案は「鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成28年8月1日施行)の一部を改正することを目的としたものである。	

条例の名称	長野県研究会報告書	障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例(素案)	障害者の権利に関する条約
制定までの経過	平成7年(1995年)に、ADAに刺激を受けた運動の中で「長野県福祉のまちづくり条例」を制定した。その後、更に、直接的に障害者差別の禁止のための条例制定を目指す運動が当事者の中に芽生え、田中康雄知事当時、県民参加の政策提案などが行われ、千葉県条例作りに刺激されて条例作りが支持されたが、その際には結実しなかった。平成23年(2011年)7月に「障害のある人もない人も共に生きる社会を目指す研究会」を設立。7月25日の第1回研究会から10回にかけて開催した。並行して平成23年8月から10月まで事例募集を行い726件を収集、平成23年10月に県内4会場で県民学習会を開催した。		1.国際連合総会は、障害者の人権を促進し、及び保護すべく、障害者の権利に関する宣言及び国際障害者年行動計画を採択する等の取組を行ってきました。しかし、これらの取組にもかかわらず、依然として障害者が人権侵害に直面している状況を改善すべく、法的拘束力を持つ新たな文書を作成する必要性が強く認識されるようになりました。 2.このため、2001年12月、第56回国際連合総会において、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約を検討するためのアドホック委員会が設置され、計8回の会合を経て、2006年12月、第61回国際連合総会において本条約が採択されました。(本条約は、2007年3月から署名のために開放され、我が国は同年9月28日、ニューヨークの国連本部において高村外務大臣(当時)が署名しました。) 外務省ホームページ説明文より引用
年および動き	平成24年11月22日報告書作成、知事提出		2008(平成20)年5月3日発効、わが国は平成26年1月20日に批准書を寄託し、2月19日に発効
障害の定義		第2条(1)障害 身体、知的及び精神その他の心身の機能が傷病その他の事由によりその能力が発揮されないため、継続的に日常生活又は社会生活を行うに当たって、社会的な制度の整備及び支援を必要とする状態のことをいう。 第3条2 障害とは、個人の心身の機能の状態から直接的に生じるものではなく、その状態と社会的障壁との相互作用によって生じるものであることから、障害のある人に対しては合理的配慮が行われなければならない。	第1条 障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものを有する者を含む。
差別の定義	不利益な取扱い 障害を理由とした区別、排除、制限であって、障害のある人の権利や利益を侵害するもの。(ただし、正当な理由がある場合は除かれます。) 合理的配慮の欠如 障害のある人が障害のない人と同じように生活するための配慮や工夫(均衡を失った内容でないもの又は提供する者が過度の負担を課さないもの)を「合理的配慮」とし、こうした合理的配慮を行わないこと。	(2)差別 障害を理由として不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることを含む。 (3)社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 (4)合理的配慮 障害のある人が、他の人と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、日常生活又は社会生活を営むことができるよう社会的障壁を取り除くに当たって、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人にとって必要とされる制度の整備及び支援を行うことをいう。	第2条 「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを著し、又は妨げる目的又は効果を生ずるものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。 「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失った又は過度の負担を課さないものをいう。
責務(自治体)	(市の責務) 第4条 市は、第1条に規定する目的の実現を図るため、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害のある人への差別等をなくするための取組に係る施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 (4) 障害のある人への差別等をなくするための取組を行うに当たって、次の各号に定める事項を基本としなければならない。 (1) 障害のある人への差別の多くが、障害に対する理解の不足及び合理的配慮を怠ることから生じていることを踏まえ、障害に対する理解を広め、それを定着させること。 (2) 公共的施設の整備その他障害のある人に関する施策を実施するに当たっては、障害のある人から意見を聴取するよう努めること。 (3) 市、市民及び事業者が相互に連携し、障害のある人の選択を尊重して取り組むこと。 (4) 障害のある人だけでなく、障害のない人にとっても暮らしやすい地域づくりにつながるものと考え方の基に、多くの市民の参加の下で取り組むこと。 (5) 自治会その他地域づくりを目的とする団体及び組織と連携し、協働を図ること。 (合理的配慮の評価) 第6条 市は、毎年度、この条例に基づく合理的配慮の実施状況を確認し、その評価を行わなければならない。 第9条 市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。	(市の責務) 第4条(締結国)の一般的義務として 1 締約国は、障害に基づかない差別をなくし、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。 (a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。 (b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置(立法を含む。)をとること。 (c) 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。 (d) この条約に違反しないかなる行為又は慣行を差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。 (e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。 (f) 第二条に規定するユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために必要な調整が可能な限り最小限であり、かつ、当該ニーズを満たすために必要な費用が最小限であるべきものについての研究及び開発を実施し、又は促進すること。また、当該ユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設の利用可能性及び使用を促進すること。さらに、基準及び指針を作成するに当たっては、ユニバーサルデザインが当該基準及び指針に含まれることを促進すること。 (g) 障害者に適した新技術(情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。)についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすき費用の機器を優先させる。 (h) 移動補助具、補装具及び支援機器(新たな機器を含む。)並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用しやすきものを提供すること。 (i) この条約において認められる権利によって保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共同行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する研修を促進すること。 2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って正ちに適用されるものに影響を及ぼすものではない。 3 締約国は、この条約を実施するための法及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題について他の意思決定過程において、障害者(障害のある児童を含む。以下この3において同じ。)を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。 4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し、又は廃してはならない。 5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家の全ての地域に適用する。	

<p>【原民(障害当事者を含む)】</p>	<p>長野県研究会報告書</p>	<p>障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例(素案)</p> <p>(市民等の責務)</p> <p>第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害に対する理解を深めるとともに、市及び事業者が実施する障害のある人への差別等をなくすための取組に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>障害者の権利に関する条約</p>
<p>差別の範囲・内容</p>		<p>(差別の禁止)</p> <p>第7条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。</p>	
<p>【福祉サービス】</p>	<p>○ 正当な理由なく、障害を理由として福祉サービスの提供を拒否すること。(制限することや条件を付けることを含む。)</p> <p>○ 正当な理由なく、本人の意思に反して福祉サービスを強制すること。</p>	<p>(生活支援に関する合理的配慮)</p> <p>第10条 市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、地域で自立した生活をする上で必要な支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たっては、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>3 市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。</p> <p>5 市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他障害のある人にとって必要な社会資源の充実に努めるものとする。</p>	<p>第二十六条 ハビテーション(通居のための技能の習得)及びリハビリテーション</p> <p>1 締約国は、障害者が、最大限の自立並びに十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を達成し、及び維持し、並びに生活のあらゆる側面への完全な内容及び参加を達成し、及び維持することを可能とするための効果的かつ適当な措置(障害者相互による支援を通じたものを含む。)をとる。このため、締約国は、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、ハビテーション及びリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。この場合において、これらのサービス及びプログラムは、次のようなものとする。</p> <p>(a) 可能な限り初期段階において開始し、並びに個人のニーズ及び長所に関する学際的な詳細を基礎とするものであること。</p> <p>(b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への参加及び包容を支援し、自発的なものであり、並びに障害者自身が関与する地域社会(農村を含む。)の可能な限り近くにおいて利用可能なものであること。</p> <p>2 締約国は、ハビテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期研修及び継続的な研修の充実に努める。</p> <p>3 締約国は、障害者のために設計された補装具及び支援機器であって、ハビテーション及びリハビリテーションに関連するものの利用可能性、知識及び使用を促進する。</p> <p>その他、第十九条 自立した生活及び地域社会への包摂 において、(b) 地域社会における生活及び地域社会への包摂を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(個別の支援を含む。)を障害者が利用する機会を有すると、などが規定されている</p>
<p>【医療】</p>	<p>○ 正当な理由なく、障害を理由として医療の提供を拒否すること。(制限することや条件を付けることを含む。また、医療には治療方針等の説明をすることも含む。)</p>	<p>(保健・医療に関する合理的配慮)</p> <p>第14条 市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健及び医療その他の関係者並びに自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者との連携を進め、障害のある人及びその家族への理解及び支援に努めるものとする。</p> <p>2 市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、障害のある人が保健事業又は医療支援を利用しやすくするため、その手続きについて、障害のある人の困難を軽減するよう努めるものとする。</p> <p>4 医療及び介護に関係する事業者は、従事者に対して、障害に対する理解を深めるための研修を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>第二十五条 健康</p> <p>締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス(保健に関連するリハビリテーションを含む。)を利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。</p> <p>(a) 障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画(性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。)を提供すること。</p> <p>(b) 障害者が特にその障害のために必要とする保健サービス(早期発見及び適当な場合には早期介入並びに特に児童及び高齢者の新たな障害を最小限にし、及び防止するためのサービスを含む。)を提供すること。</p> <p>(c) これらの保健サービスを、障害者自身が属する地域社会(農村を含む。)の可能な限り近くにおいて提供すること。</p> <p>(d) 保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を広く知らせることによって障害者の人権、尊厳、自律及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同一の質の医療(例えば、事情が知られた上での自由な同意を基礎とした医療)を提供するように要請すること。</p> <p>(e) 健康保険及び国内法により認められている場合には生命保険の提供に当たり、公正かつ妥当な方法で行い、及び障害者に対する差別を禁止すること。</p> <p>(f) 保健若しくは保健サービス又は食糧及び飲料の提供に関し、障害に基づく差別的な拒否を防止すること。</p>
<p>【商品・サービス】</p>	<p>○ 正当な理由なく、障害を理由として商品の販売、サービスの提供又は不動産の取引(賃貸や売却等)を拒否すること。(制限することや条件を付けることを含む。)</p>		<p>各種サービスとして他の条項の範囲に包含</p> <p>第九条 施設及びサービスの利用の容易さ</p> <p>1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信(情報通信機器及び情報通信システムを含む。)並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービスの利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤去することを含むものとし、特に次の事項について適用する。</p> <p>(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設(学校、住居、医療施設及び職場を含む。)</p> <p>(b) 情報、通信その他のサービス(電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。)</p> <p>2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。</p> <p>(a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。</p> <p>(b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確認すること。</p> <p>(c) 施設及びサービスの利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。</p> <p>(d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。</p> <p>(e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者(案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。)を提供すること。</p> <p>(f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。</p> <p>(g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム(インターネットを含む。)を利用する機会を有することを促進すること。</p> <p>(h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。</p>

<p>【雇用】</p>	<p>○労働者の募集や採用に当たって、正当な理由なく、障害を理由として応募又は採用を拒否すること。(制限することや条件を付けることも含む。)</p> <p>○賃金、労働時間その他の労働条件、配置、昇進等について、正当な理由なく、障害を理由として障害のない人と異なる取扱いをすること。</p> <p>○正当な理由なく、障害を理由として解雇すること、又は退職を強いること。</p>	<p>障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例(障害)</p> <p>(雇・就労に関する合理的配慮)</p> <p>第13条 市及び事業者は、障害のある人が働きやすい環境を整えるよう努めるものとする。</p> <p>2市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉及び医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。</p> <p>3市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。</p>	<p>障害者の権利に関する条約</p> <p>第二十七条 労働及び雇用</p> <p>1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包摂し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働および生計を立てる機会を有することを含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置(立法によるものを含む。)をとることにより、労働についての障害者(雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。)の権利が実現されることを保障し、及び促進する。</p> <p>(a) あらゆる形態の雇用に係る全ての事項(募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。)に関し、障害に基づく差別を禁止すること。</p> <p>(b) 他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件(均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。)、安全かつ健康的な作業条件(嫌がらせからの保護を含む。)、及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保障すること。</p> <p>(c) 障害者が他の者との平等を基礎として労働及び労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。</p> <p>(d) 障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を利用する効果的な機会を有することを可能とすること。</p> <p>(e) 労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びこれに復帰する際の支援を促進すること。</p> <p>(f) 自営活動の機会、起業家精神、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。</p> <p>(g) 公的部門において障害者を雇用すること。</p> <p>(h) 適当な政策及び措置(積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。)を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。</p> <p>(i) 職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。</p> <p>(j) 開かれた労働市場において障害者が職業経験を得ることを促進すること。</p> <p>(k) 障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。2 締約国は、障害者が、奴隷の状態又は隷属状態に置かれないうこと及び他の者との平等を基礎として強制労働から保護されることを確保する。</p>
<p>【教育】</p>	<p>○正当な理由なく、本人の教育的ニーズを把握した上で障害の状態に応じた十分な教育を受けられるようにするために必要な指導や支援を講じないこと。(制限することや条件を付けることも含む。)</p>	<p>第9条 3市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に對する理解を深めるよう障害に関する教育を教科書に位置付けるとともに、児童及び生徒に對して、当該教育を行うものとする。</p> <p>(保・育・教に関する合理的配慮)</p> <p>第19条 市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合う保育を基本とし、他の子どもとともに集団的保育を実施するよう努めるものとする。</p> <p>2市は、子ども達に、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている事情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。</p> <p>3市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。</p>	<p>第二十四条 教育</p> <p>1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包摂するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。</p> <p>(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。</p> <p>(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限まで発達させること。</p> <p>(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。</p> <p>2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。</p> <p>(a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと。</p> <p>(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包摂し、質が高く、かつ、無償の初等教育を受講することができること及び中等教育を受講することができること。</p> <p>(c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。</p> <p>(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。</p> <p>(e) 学術的及び職業的発達を最大にする環境において、完全な包摂という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。</p> <p>3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上で技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。</p> <p>(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。</p> <p>(b) 手話の習得及び聾社会の言語的同一性の促進を容易にすること。</p> <p>(c) 聾人、聾者又は首聾者(特に聾人、聾者又は首聾者である児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。</p> <p>4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員(障害のある教員を含む。)を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員(教育のいずれの段階において従事するかを問わない。)に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。</p> <p>5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を受講することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。</p>
<p>【建物・公共交通機関】</p>	<p>○正当な理由なく、障害を理由として不特定かつ多数の者が利用する建物、その他の施設や公共交通機関の利用を拒否すること。(制限することや条件を付けることも含む。)</p>	<p>(生活環境に関する合理的配慮)</p> <p>第11条 市は、道路の整備に当たって、障害の別にかかわらず、通行及び公共交通機関において支障がないよう努めるものとする。</p> <p>4市及び事業者は、公共施設に求められる設備として、障害のある人へのための専用駐車場、トイレ、音声案内、手話及び筆記手段その他の設備の確保に努めるものとする。</p> <p>5市及び事業者は、公共交通機関について、障害のある人にとってその利用が円滑なものとなるよう体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。</p> <p>(防災に関する合理的配慮)</p> <p>第12条 市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人への配慮に努めるものとする。</p> <p>2市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に必要とされる保護の内容を具体的に特定した上で、非災害時におけるその仕組みづくりを継続的に行うよう努めるものとする。</p>	<p>物理的環境、輸送機関、情報通信ならびに公衆に開かれ又は提供される他の施設およびサービスにアクセスすることを確保する</p> <p>可能な限り自立して移動することを確保する</p> <p>第十八条 移動の自由及び国籍についての権利</p> <p>第十九条 自立した生活及び地域社会への包摂</p> <p>第二十条 個人の移動を容易にすること</p>
<p>【不動産取引】</p>	<p>商品、サービスの項に含まれる</p>	<p>第11条 2市は、市営住宅において、障害のある人へのための住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人に適した住戸の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。</p> <p>3市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人が賃借する際の保証人制度の整備に努めるものとする。</p>	<p>第十九条 自立した生活及び地域社会への包摂</p> <p>同条約締約国全ての障害者が他の者との平等の選択の機会をもつて地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包摂され、及び参加することを容易にするための効果的な適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。</p> <p>(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。</p> <p>(b) 地域社会における生活及び地域社会への包摂を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(個別の支援を含む。)を障害者が利用する機会を有すること。</p> <p>(c) 一般性民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。</p>
<p>【情報の提供】</p>	<p>○正当な理由なく、障害特性に応じた情報提供の方法を講じないこと、又は障害のある人が利用することができる意思表示の手段を拒否すること。(制限することや条件を付けることを含む。)</p>	<p>第10条 4市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用を促進並びに障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会</p> <p>締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由(他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。))についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。</p> <p>(a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供する。</p> <p>(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。</p> <p>(c) 一般公衆に対してサービス(インターネットによるものを含む。)を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するように要請すること。</p> <p>(d) マスメディア(インターネットを通じて情報を提供する者を含む。)がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。</p> <p>(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。</p>

<p>条例の名称</p> <p>長野県研究会報告書</p>	<p>障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例(素案)</p>	<p>障害者の権利に関する条約</p>
<p>【選挙権の行使】</p>		<p>第二十九条 政治的及び公的活動への参加 締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。 (a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること(障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。)を確保すること。 (i) 投票の手続、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。 (ii) 障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。 (iii) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。 (iv) 障害者が、差別なしにかつ、他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。 (i) 国の公的及び政治活動に関係のある非政府機関に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。 (ii) 国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための障害者の組織を結成し、並びにこれに参加すること。</p>
<p>【行政手続き】</p>	<p>第9条2 市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、すべての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第十二条 法律の前にひとしく認められる権利 第十三条 司法手続の利用の機会 法律の前における平等な承認、司法へのアクセスの確保として詳述</p>
<p>【文化的生活】</p>	<p>(芸術文化・スポーツに関する合理的配慮) 第16条 市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができる支援体制を整備するとともに、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。 (a) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を有すること。 (b) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受する機会を有すること。 (c) 障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所(例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス)を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。 2 締約国は、障害者が、自己の利益のためだけでなく、社会を豊かにするために、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。 3 締約国は、国際法に依り、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適当な措置をとる。 4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性(手話及び聾文化を含む。)の承認及び支持を受け権利を有する。 5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。 (a) 障害者があらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。 (b) 障害者が障害に応じたスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。 (c) 障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所を利用する機会を有することを確保すること。 (d) 障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動(学校制度におけるこれらの活動を含む。)への参加について他の児童と同等な機会を有することを確保すること。 (e) 障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に関する者によるサービスを利用する機会を有することを確保すること。</p>
<p>虐待の定義</p>	<p>(虐待の禁止) 第8条 何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。</p>	<p>搾取、暴力および虐待と併記 第十六条 搾取、暴力及び虐待からの自由 1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待(性別に基づくものを含む。)から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。 2 また、締約国は、特に、障害者並びにその家族及び介護者に対する適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援(搾取、暴力及び虐待の被害を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供すること)によるものを含む。)を確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するための全ての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害者に配慮したものであることを確保する。 3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図した全ての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。 4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的回復、リハビリテーション並びに社会復帰を促進するための全ての適当な措置(保護事業の提供によるものを含む。)をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。 5 締約国は、障害者に対する搾取、暴力及び虐待の被害者が特定され、捜査され、及び適当な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策(女子及び児童に重点を置いた法令及び政策を含む。)を策定する。</p>
<p>解決のための仕組み【調整】</p>	<p>第22条 市長の附属機関として、別府市障害者差別等専ら解決委員会を置く。</p> <p>具体的な設置箇所としては、長野県が他県に先駆けて整備した障害者総合支援センター又は県保健福祉事務所を想定しています。</p>	<p>障害のある人の権利に関する委員会の設置 わが国では、障害者差別解消法と条約との関連について「政府としては、障害者権利条約の締結に先立ち、障害者に対する施策の整備に努めてきたところであり、本法はかかる取組の一環として制定されたものである。」と説明しており(障害者差別解消法に関するQ&amp;A(地方公共団体向け))、差別解消法において設置される地域協議会等の取り組みが該当するものとなる。したがって、以下の項目の内容については、わが国においては差別解消法にもついて規定される。</p>
<p>【構成】</p>		<p>・発効時は12人の専門家で構成し、最大18人 ・地理、文明、法体系、性別などの条件に加え、障害のある専門家が参加することを考慮</p>
<p>条例の名称</p> <p>長野県研究会報告書</p>	<p>障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例(素案)</p>	<p>障害者の権利に関する条約</p>

【相談員】			
【調整の方法】	情報の提供、助言、調整	第18,20条 助言または料戻 第19条 調査 第21条 勧告	
【罰則】			
【その他】		第23条 市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により障害のある人を保護できなくなる問題を解決する総合的な施策を策定し、それを実施する措置をとらなければならない。	
			条文については外務省公表の邦訳文を引用元とした

医療の提供を業務とする独立行政法人および地方独立行政法人における障  
害者虐待および障害者差別に係る取り組み状況についての調査 結果報告書  
医療機関における合理的配慮

発 行：平成 26(2014)年 3 月

発行所：独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所  
社会精神保健研究部 家族・地域研究室

◎発行者：平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業  
(身体・知的等障害分野))「障害者への虐待と差別を解決する社会体  
制の構築に関する研究」班事務局

印 刷：株式会社 タマタイプ

本報告書は調査にご協力下さった各法人のお取り組みについてアンケートにより収集した調査結果をまとめ、ご回答下さった皆様方に報告するために作成したものであり、医療機関ならびに医療従事者が実施する医療的行為・ケアの内容を定めたり・推奨したりすることを目的として作成したものではありません。また、記載された医療的行為・ケアが提供されることを保証するものではありません。本書に掲載されている各医療機関に関する情報の内容につきましては、当事務局へお問い合わせください。

本報告書の内容の一部または全体の複写・引用については事前にご一報ください。無断での複写・転載を固く禁じます。



